

# 自動車特定整備事業 認証取得説明用資料

## 「分解整備」及び「電子制御装置整備」 の認証取得編



国土交通省

近畿運輸局

# も く じ

|                                                                                                                                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに                                                                                                                                  | 3  |
| 〈1〉 自動車特定整備事業の認証について [道路運送車両法第 78 条]                                                                                                  | 5  |
| (1) 特定整備の定義【道路運送車両法施行規則第 3 条】                                                                                                         | 5  |
| (2) 自動車特定整備事業の経営                                                                                                                      | 7  |
| (3) 自動車特定整備事業の種類 [道路運送車両法第 77 条]                                                                                                      | 7  |
| (4) 対象とする自動車、整備及び装置の種類毎の事業場の面積                                                                                                        | 8  |
| (5) 対象とする装置の選択                                                                                                                        | 10 |
| (6) 業務範囲の選択                                                                                                                           | 10 |
| 〈2〉 申請について [道路運送車両法第 79 条・第 80 条]                                                                                                     | 11 |
| 〈3〉 申請書面について                                                                                                                          | 12 |
| (1) 認証申請書 (第1号様式)                                                                                                                     | 12 |
| (a) 工員の構成(第1号様式「2 工員の構成」)                                                                                                             | 12 |
| (b) 道路運送車両法第 80 条第1項第2号に該当しないことの宣誓書                                                                                                   | 12 |
| (c) 出身業態の別                                                                                                                            | 13 |
| (d) 事業場面積                                                                                                                             | 13 |
| (e) 電子制御装置整備に必要な情報等を入手できる体制                                                                                                           | 18 |
| (f) 作業機械等                                                                                                                             | 18 |
| (g) 事業場平面図                                                                                                                            | 19 |
| (2) 整備主任者選任届 (第4号様式)                                                                                                                  | 19 |
| (3) 自動車整備士技能検定合格証書等の写し                                                                                                                | 19 |
| (4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面                                                                                            | 20 |
| (5) 申請者が個人の場合、住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し等申請者を特定できる書面 | 20 |
| (6) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本                                                                                                                | 20 |
| (7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面                                                                                                       | 20 |
| (8) 土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る)                                                                                                      | 21 |
| (9) 共用設備に係る書面                                                                                                                         | 21 |
| (10) その他必要な書類                                                                                                                         | 22 |
| 〈4〉 申請書等の記入例                                                                                                                          | 23 |
| (1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式)                                                                                                          | 23 |
| (2) 整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式)                                                                                                           | 31 |
| (3) 住居表示確認書                                                                                                                           | 32 |
| (4) チェックシート                                                                                                                           | 33 |
| 〈5〉 掲示するもの                                                                                                                            | 34 |
| (1) 認証書                                                                                                                               | 34 |
| (2) 自動車特定整備事業者の標識                                                                                                                     | 35 |
| 〈6〉 自動車特定整備事業者の遵守事項等について                                                                                                              | 37 |
| 〈7〉 参考                                                                                                                                | 39 |
| (1) 二級自動車整備士になるには                                                                                                                     | 39 |
| (2) 自動車特定整備事業に関する手続き一覧表                                                                                                               | 40 |
| (3) 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧                                                                                                    | 41 |
| (4) 各工具について                                                                                                                           | 42 |
| (5) OBD 検査及び OBD 確認について                                                                                                               | 48 |
| (6) 管内運輸支局等の問い合わせ先、各種情報の掲載先                                                                                                           | 48 |

## はじめに

自動車特定整備事業の認証を取得する際には以下の項目が重要となります。

1. 令和元年5月に、道路運送車両法の改正があり、従来の分解整備事業は、新たに創設された電子制御装置整備と合わせた**自動車特定整備事業**に名称を改めています。この新たな制度のもと認証を取得するパターンは大きく、3つあります。

(認証取得パターン)

- ① 分解整備のみ
- ② 電子制御装置整備のみ
- ③ 分解整備＋電子制御装置整備

※いずれかのパターンに応じて、対象の自動車や装置などを選択してください。

※「電子制御装置整備」の認証に必要な、電子制御装置点検整備作業場や車両置場については、離れた場所に設けること、他の事業者と共同使用することも可能です。

### ➤ 「分解整備」・・・

原動機の脱着、足回りの分解整備などを行う場合に必要な認証です。

### ➤ 「電子制御装置整備」・・・

自動運行装置の取外し、衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる自動ブレーキ)や自動命令型操舵機能(いわゆるレーンキープ)に用いられる前方監視用のカメラやレーダーが取り付けられた窓ガラスやバンパの取外し作業を行う場合、または、これらの自動車のエーミング作業などを行う場合に必要な認証です。

## 2. 対象自動車

対象となる自動車は大きく区分して、普通自動車・小型自動車・軽自動車・二輪の小型自動車となっています。対象とする自動車により、作業場の面積などの要件が変わることに留意してください。

## 3. 装置の種類

整備の種類(分解整備、電子制御装置整備)に応じた装置があります。対象とする装置により、設備や作業場の面積などの要件が変わることに留意してください。

#### 4. 整備主任者

事業場には、特定整備や特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる整備主任者を、少なくとも1人選任しなければいけません。電子制御装置整備の整備主任者に選任するためには、保有している整備士資格の種類によって、各運輸支局や兵庫陸運部(以下「運輸支局等」といいます。)で開催されている講習を修了することが、必要な場合があります。

#### 5. 特定整備に従事する従業員数(工員)

事業場には、二人以上の特定整備に従事する従業員(工員)を有すること。

※雇用形態等についてご質問がある場合は運輸支局等にお問い合わせください。

#### 6. 一酸化炭素及び炭化水素測定器(排出ガス測定器)について

排出ガス測定器は、自動車の排出ガスに含まれる一酸化炭素(CO)及び炭化水素(HC)を測定する器具で「CO・HC 測定器」、「CO・HC テスター」とも言います。なお、ガソリン、液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場にあっては必要ありません。

#### 7. 整備用スキャンツールについて

自動車の車載式故障診断装置と接続し、記録されている故障コードの読取、消去及び電子制御装置の調整機能などを備えた装置です。

性能及び機能については、技術的な要件があります。この要件に適合した整備用スキャンツールの情報が、以下のホームページに掲載されていますので参考にしてください。

国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html))

#### 8. 電子制御装置整備の認証を受けるためには、電子制御装置整備に必要な情報やエーミング作業に必要な機器を入手できる体制を有する必要があります。

#### 9. 自動車特定整備事業の認証の追加

自動車特定整備事業の認証取得後に対象とする自動車の種類、整備又は装置を追加、変更することもできます。事前の申請が必要となりますので、運輸支局等にご相談ください。

#### 10. 各府県・自動車整備振興会(任意加入)

自動車整備振興会への加入は、任意です。加入するメリットとして、認証の申請や変更の届出書類を運輸支局等に提出するにあたりサポートを受けることができたり、車載式故障診断装置(OBD)の使用方法や、ハイブリッド車などの新技術を搭載した車両の整備に関する相談や、各種の研修会の案内、諸法令・基準等の改

正通知などを受けることができます。

## 〈1〉 自動車特定整備事業の認証について 【道路運送車両法第 78 条】

・自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

・自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

☆ 自動車特定整備事業の認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者、また、業務の範囲の限定に違反した者には、道路運送車両法第 109 条の規定により 50 万円以下の罰金が科せられます。

## (1) 特定整備の定義 【道路運送車両法施行規則第 3 条】

自動車の特定整備とは、次の①～⑨のいずれか、または複数の項目に該当するものをいいます。(検査対象外の軽自動車(250cc 以下の二輪自動車等)、小型特殊自動車の整備を除きます。)

また、①～⑦に該当するものを「分解整備」といいます。

⑧、⑨に該当するものを「電子制御装置整備」といいます。

### 「分解整備 ①～⑦」

①原動機のスリンダブロック(ただし、二輪にあってはクランクケース。また、スリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。)を取り外して行う自動車の整備又は改造

②動力伝達装置のクラッチ(小型二輪のクラッチを除く)、トランスミッション、プロペラシャフト又はディファレンシャル等を取り外して行う自動車の整備又は改造

③走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)、又はリヤアクスルシャフト等を取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く)の整備又は改造

④かじ取り装置のギヤボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホーク等を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑤制動装置のマスタスリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキチャンバ、ブレーキドラム(二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く)、もしくはディスクブレーキのキャリパ(ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む)、又は小型二輪のブレーキライニングを交換するためにブレーキシューを取り外して行

う等の自動車の整備又は改造

⑥緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバースプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑦けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラヒッチ及びボールカップラを除く)等を取り外して行う自動車の整備又は改造

### 「電子制御装置整備 ⑧、⑨」

⑧次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置<sup>(※1)</sup>又は制動装置<sup>(※2)</sup>の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、⑨に掲げるものを除く。)

イ… 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ… イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ… イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

⑨自動運行装置<sup>(※3)</sup>を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

(※1)「かじ取り装置」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」といいます。)に規定する自動命令型操舵機能をいいます。

(※2)「制動装置」とは、細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいいます。電子制御装置整備の対象車両の情報は、以下に掲載しています。

国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html))

(※3) 道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置をいいます。

### (参考)

「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」とは、作業の過程において、自動車を保安基準に適合しない状態にする行為も含まれています。

「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を生じさせる作業全般をいいます。特に、整備とは給油脂／調整／部品交換／修理、その他自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に戻すための作業(行為)をいいます。

.....

## (2) 自動車特定整備事業の経営

有償・無償にかかわらず、自動車の特定整備を継続的・反復的に行うこと、また計画的に事業を遂行することを指します。いわゆる運送事業者の自家工場で行う整備も該当します。

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| 基本的に、個人が趣味のために自分の使用する自動車を特定整備する場合以外に、特定整備を行う場合は全て認証が必要になります。 |
|--------------------------------------------------------------|

.....

## (3) 自動車特定整備事業の種類 [道路運送車両法第 77 条]

自動車特定整備事業の種類は、次の 3 種類です。

- i) 普通自動車特定整備事業 … (対象) 普通／小型四輪／大型特殊自動車
- ii) 小型自動車特定整備事業 … (対象) 小型／検査対象軽自動車
- iii) 軽自動車特定整備事業 … (対象) 検査対象軽自動車

#### (4) 対象とする自動車、整備及び装置の種類毎の事業場の面積

| 事業の種類       | 特定整備の種類     |            |            | 屋内作業場の規模の基準 |                    |                     |                     |       | 電子制御装置点検整備作業場の規模の基準(括弧内は屋内の規模の基準) |             | 車両置場の規模の基準 |        |
|-------------|-------------|------------|------------|-------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------|-----------------------------------|-------------|------------|--------|
|             | 対象とする自動車の種類 | 対象とする整備の種類 | 対象とする装置の種類 | 車両整備作業場     |                    | 部品整備作業場             | 点検作業場               |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            |            | 間口          | 奥行                 |                     | 間口                  | 奥行    | 間口                                | 奥行          | 間口         | 奥行     |
| 普通自動車特定整備事業 | 普通(大型)      | 分解整備       | 原動機        | 5m以上        | 13m以上              | 12m <sup>2</sup> 以上 | 5m以上                | 13m以上 |                                   |             | 3.5m以上     | 11m以上  |
|             |             |            | 動力伝達装置     | 5m以上        | 12m以上              | 7m <sup>2</sup> 以上  | 5m以上                | 12m以上 |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 走行装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 操縦装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 制動装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 緩衝装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 連結装置       | 3.5m以上     | 12.5m以上     | 7m <sup>2</sup> 以上 | 3.5m以上              | 12.5m以上             |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 電子制御装置整備   | 運行補助装置     |             |                    |                     |                     |       | 5m以上(5m以上)                        | 16m以上(7m以上) |            |        |
|             |             |            | 自動運行装置     |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             | 普通(中型)      |            | 分解整備       | 原動機         | 5m以上               | 10m以上               | 12m <sup>2</sup> 以上 | 5m以上  | 10m以上                             |             |            | 3.5m以上 |
|             |             | 動力伝達装置     |            | 5m以上        | 9m以上               | 7m <sup>2</sup> 以上  | 5m以上                | 9m以上  |                                   |             |            |        |
|             |             | 走行装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 操縦装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 制動装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 緩衝装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 連結装置       | 3.5m以上     | 9.5m以上      | 7m <sup>2</sup> 以上 | 3.5m以上              | 9.5m以上              |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 電子制御装置整備   | 運行補助装置     |             |                    |                     |                     |       | 3m以上(3m以上)                        | 13m以上(7m以上) |            |        |
|             |             |            | 自動運行装置     |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             | 大型特殊        |            | 分解整備       | 原動機         | 5m以上               | 10m以上               | 12m <sup>2</sup> 以上 | 5m以上  | 10m以上                             |             |            | 3.5m以上 |
|             |             | 動力伝達装置     |            | 5m以上        | 9m以上               | 7m <sup>2</sup> 以上  | 5m以上                | 9m以上  |                                   |             |            |        |
|             |             | 走行装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 操縦装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 制動装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 緩衝装置       |            |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 連結装置       | 3.5m以上     | 9.5m以上      | 7m <sup>2</sup> 以上 | 3.5m以上              | 9.5m以上              |       |                                   |             |            |        |
|             | 普通(小型)      | 分解整備       | 原動機        | 4.5m以上      | 8m以上               | 10m <sup>2</sup> 以上 | 4.5m以上              | 8m以上  |                                   |             | 3m以上       | 6m以上   |
|             |             |            | 動力伝達装置     | 4.5m以上      | 7m以上               | 6m <sup>2</sup> 以上  | 4.5m以上              | 7m以上  |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 走行装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 操縦装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 制動装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             |            | 緩衝装置       |             |                    |                     |                     |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 連結装置       | 3m以上       | 7.5m以上      | 6m <sup>2</sup> 以上 | 3m以上                | 7.5m以上              |       |                                   |             |            |        |
|             |             | 電子制御装      | 運行補助装置     |             |                    |                     |                     |       | 2.5m以上                            | 7m以上(3m)    |            |        |

|             |             |          |        |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|-------------|-------------|----------|--------|--------|--------|----------------------|--------|--------|----------------|--------------|--------|--------|
| 普通自動車特定整備事業 |             | 置整備      | 自動運行装置 |        |        |                      |        |        | (2.5m以上)       | 以上)          |        |        |
|             | 普通(乗用)      | 分解整備     | 原動機    | 4m以上   | 8m以上   | 8m <sup>2</sup> 以上   | 4m以上   | 8m以上   |                |              | 3m以上   | 5.5m以上 |
|             |             |          | 動力伝達装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 走行装置   | 4m以上   | 6m以上   | 5m <sup>2</sup> 以上   | 4m以上   | 6m以上   |                |              |        |        |
|             |             |          | 操縦装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 制動装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 緩衝装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 連結装置   | 2.8m以上 | 6.5m以上 | 5m <sup>2</sup> 以上   | 2.8m以上 | 6.5m以上 |                |              |        |        |
|             |             | 電子制御装置整備 | 運行補助装置 |        |        |                      |        |        | 2.5m以上(2.5m以上) | 6m以上(3m以上)   |        |        |
|             |             |          | 自動運行装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
| 小型自動車特定整備事業 | 小型四輪または小型三輪 | 分解整備     | 原動機    | 4m以上   | 8m以上   | 8m <sup>2</sup> 以上   | 4m以上   | 8m以上   |                |              | 3m以上   | 5.5m以上 |
|             |             |          | 動力伝達装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 走行装置   | 4m以上   | 6m以上   | 5m <sup>2</sup> 以上   | 4m以上   | 6m以上   |                |              |        |        |
|             |             |          | 操縦装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 制動装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 緩衝装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 連結装置   | 2.8m以上 | 6.5m以上 | 5m <sup>2</sup> 以上   | 2.8m以上 | 6.5m以上 |                |              |        |        |
|             |             | 電子制御装置整備 | 運行補助装置 |        |        |                      |        |        | 2.5m以上(2.5m以上) | 6m以上(3m以上)   |        |        |
|             |             |          | 自動運行装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             | 小型二輪        | 分解整備     | 原動機    | 3m以上   | 3.5m以上 | 4m <sup>2</sup> 以上   | 3m以上   | 3.5m以上 |                |              | 2m以上   | 2.5m以上 |
|             |             |          | 動力伝達装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 走行装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 操縦装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 制動装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 緩衝装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 連結装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             | 軽自動車        | 分解整備     | 原動機    | 3.5m以上 | 5m以上   | 6.5m <sup>2</sup> 以上 | 3.5m以上 | 5m以上   |                |              | 2.5m以上 | 3.5m以上 |
|             |             |          | 動力伝達装置 | 3.5m以上 | 4.4m以上 | 4.5m <sup>2</sup> 以上 | 3.5m以上 | 4.4m以上 |                |              |        |        |
|             |             |          | 走行装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 操縦装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 制動装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 緩衝装置   |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |
|             |             |          | 連結装置   | 2.5m以上 | 4.7m以上 | 4.5m <sup>2</sup> 以上 | 2.5m以上 | 4.7m以上 |                |              |        |        |
|             |             | 電子制御装置整備 | 運行補助装置 |        |        |                      |        |        | 2m以上(2m以上)     | 5.5m以上(4m以上) |        |        |
|             |             |          | 自動運行装置 |        |        |                      |        |        |                |              |        |        |

(備考)

2以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準の全てに適合するものでなければならない。

---

## (5) 対象とする装置の選択

分解整備の対象である7つの装置(原動機・動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置・連結装置)または、電子制御装置整備の対象である運行補助装置や自動運行装置のうちから、対象とする装置を限定して認証を受けることも可能です。

対象とする自動車の整備作業に必要な認証を取得してください。なお、対象とする自動車の種類及び装置を超える整備作業はできません。

[ 例1 ]動力伝達装置に限定した認証を受け、クラッチ板を交換する場合において、車種によっては原動機の取り外しが必要になります。

→ この場合には、原動機を対象とした認証も受けておく必要があります。

[ 例2 ]分解整備のうち走行装置、制動装置、緩衝装置に限定した認証を受けて板金作業を行うにあたり、衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる自動ブレーキ)に用いられる前方監視用のカメラやレーダーが取り付けられたバンパの取外し作業を行う場合。

→ この場合には、運行補助装置を対象とした認証も受けておく必要があります。

---

## (6) 業務範囲の選択

業務の範囲について、

- ① 軽油を燃料とする原動機を除く
- ② ガソリン又は液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を除く
- ③ カタピラ付きの大型特殊自動車に限る

のいずれかの場合に限定して整備を行うことができます。

---

## 〈2〉 申請について [道路運送車両法第 79 条・第 80 条]

自動車特定整備事業の認証を受ける際には、下記の書類を提出してください。

- (1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）
- (2) 整備主任者選任届（第4号様式）
- (3) 自動車整備士合格証書等の写し
- (4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面 [CO・HC テスターが必要な事業場に限りす]
- (5) 申請者が個人の場合、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面
- (6) 申請者が法人の場合、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面（住居表示確認書を含む）
- (8) 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る）
- (9) 共用設備に係る書面（電子制御装置点検整備作業場を共用する場合に限る）
- (10) 道路運送車両法第 80 条第1項第2号に該当しないことの宣誓書 [(1)の 2 ページ目に記載欄があります]
- (11) その他必要な書類  
[その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります]

（その他必要とする書類の例）

- ・ 従業員名簿
- ・ 事業場の写真
- ・ 事業場（整備工場）の住居表示番号についての確認書
- ・ 構内外注の取り決めに交わした「電子制御装置整備」の認証を取得していない他の事業者の作業場を、自社の離れた作業場とするなどした場合において両者の間で契約していることを証する書面の写し。

☆ 提出されました申請書類につきましては、返却しませんので、必要な場合は提出前に必ずコピーをとっておいてください。

### 〈3〉 申請書面について

---

#### (1) 認証申請書 (第1号様式)

##### (a) 工員の構成 (第1号様式「2 工員の構成」) (実際に整備に携わる方を指し、事務や営業担当の方は含みません)

特定整備に従事する従業員についての基準は、次のとおりです。

- ① 2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。
- ② 少なくとも1人の一級の自動車整備士(一級二輪自動車整備士を除く。)または一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者が必要です。整備士保有率は、整備士(一級／二級／三級)の数が、全工員数の4分の1以上必要です。

#### 整備士保有率の計算例

[ 例 ] 全工員が5人の場合、整備士の数は  $5 \text{人} \times (1/4) = 1.25 \text{人}$   
→ 2人(小数点以下は切り上げ)以上必要となります。

##### (b) 道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことの宣誓書 (第1号様式「3 宣誓書」)

申請者は次に掲げるものに該当しないこと。

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ② 認証の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者。
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が①又は②のいずれかに該当するもの。
- ④ 法人であって、その役員のうちに①、②又は③のいずれかに該当する者があるもの。

**(c) 出身業態の別**

(第1号様式「4 出身業態」)

事業の主たる目的別に次の分類から選択してください。

- ① 専業  
自動車整備の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)
- ② ディーラー  
自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる事業者
- ③ 自家  
主として自企業及び系列企業が保有する車両の整備を行っている事業者
- ④ 自動車用品販売店  
自動車用品販売の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)
- ⑤ ガソリンスタンド  
石油販売の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)
- ⑥ 受検代行業  
受検代行の売上高が総売上高の 50%以上である事業者(ディーラーを除く)
- ⑦ その他  
①から⑥に該当しない場合に選択し、括弧内に業態を記載してください。

**(d) 事業場面積**

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 第1号様式               |                      |
| 「5 屋内作業場等」          | 「6-① 電子制御装置点検整備作業場等」 |
| 「6-② 電子制御装置点検整備作業場」 | 「7 電子制御装置点検整備作業場」    |

**○ 事業場の基準** [道路運送車両法施行規則第 57 条]

(1)事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ8ページの表に掲げる規模の作業場及び車両置場を有するものであること。

(2)屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検をするのに十分であること。

(3)屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されてい

ること。(車両置場は舗装されていなくても良い)

## ○ 離れた場所に設ける、または、共同使用する電子制御装置点検整備作業場等について

「電子制御装置整備」の認証を受ける場合において、電子制御装置点検整備作業場や車両置場については、規定された基準を満たせば事業場の所在地と離れた場所に設けること、他の事業者と共同使用することも可能です。

詳細については、事業場を管轄する運輸支局や兵庫陸運部にご相談ください。

(関連規定)

(1) 施行規則第3条第8号<sup>(※)</sup>ハに係る作業の取扱い

(※) 6ページの「(1)特定整備の定義 ⑧」を指します。

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

- ① 15ページ(表)に掲げる規模の作業場を有すること。
- ② 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。

(2) 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い

事業場の所在地と所在地を異にする電子制御装置点検整備作業場については、自動車により当該事業場の所在地から離れた電子制御装置点検整備作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

(3) 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、①の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

- ① 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。

② 次の表に掲げる規模の作業場を有すること。

(表)

| 対象とする自動車の種類                                                                 | 作業場の規模の基準 |      |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|------|
|                                                                             | 間口        | 奥行   |
| 普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)                     | 3m        | 11m  |
| 普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)                       | 3m        | 8m   |
| 普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。) | 2.5m      | 6m   |
| 普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)                                                        | 2.5m      | 5.5m |
| 四輪の小型自動車                                                                    | 2.5m      | 5.5m |
| 三輪の小型自動車                                                                    | 2.5m      | 5.5m |
| 軽自動車                                                                        | 2m        | 3.5m |

(4) 次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。

① 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。

② 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。

③電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。

④電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

(5)以下の事項は、共同使用する場合の申請書への記載事項及び添付書面となりますので、把握し、準備しておいてください。

- ① 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
- ② 当該作業場の所在地
- ③ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称  
自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号
- ④ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
- ⑤ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

(事業場の基準関係の留意事項)

- ☆ 電子制御装置点検整備作業場は、分解整備における車両整備作業場及び点検作業場と兼用できます。
- ☆ 電子制御装置整備に該当するバンパやガラスを交換する場所について、事業場の敷地内であれば実施することができますが、完成検査場や車両置場では、作業できません。
- ☆ 車両整備作業場や点検作業場以外の場所で、分解整備はできませんので、規定の作業場で作業を行ってください。
- ☆ 「分解整備」において規定されている屋内作業場(車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場)と車両置場は、同一敷地内に有する必要があります。
- ☆ 作業場等の間口・奥行・面積は、対象とする自動車の種類及び装置によって決まります。
- ☆ 部品整備作業場は合計の面積が基準以上必要です。なお個々の寸法は1m以上が望ましいとされています。
- ☆ 屋内作業場や電子制御装置点検整備作業場の高さが対象自動車より低い場

合には、作業できないものと判断します。

## ○ 水質汚濁防止について

1. 環境公害の1つである水質汚濁については、「水質汚濁防止法」、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」、「下水道法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等の法律により、工場及び事業場から排出される污水及び廃液について各府県が排出基準を定め規制を行っています。
2. 自動車特定整備事業場における整備等のための下回り洗浄や洗車のために使用される水量は乗用車で概ね 400 ℓ/台と推定されます。この排出水中には、油脂類及び泥土が多く含まれています。これが直接、外部の河川や公共下水道等に流出することは多大な悪影響を及ぼすことが予想されます。この水質汚濁の防止方法としては、油水分離槽(4槽程度のもの)の設置が最も効果的です。

## ○ その他、公害防止等について

自動車の路上放置、VOC(揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds))、騒音、振動、排水、廃油、自動車洗浄中における水の飛散、排気ガス等の自動車整備に関わる公害問題に対する地域住民の意識は高く、また自動車特定整備事業がサービス業であることから、このような問題を起こすことは事業に損失を伴うことにもなりかねませんので、整備に伴う公害が出ないように事業者の方は十分に注意してください。

公害関係法規の体系は、環境基本法に基づいて定められた環境基準とその基準達成のために、大気汚染防止法・騒音防止法・水質汚濁防止法並びに悪臭防止法が実施法として制定されています。地方公共団体においては、その地域の自然・社会に応じた公害防止条例等が定められています。スチームクリーナー・圧縮機等を使用する場合、関係する法令及び条例を遵守してください。なお、これらの届出業務の窓口は市区町村の役場です。

昇降装置(エレベータ等)を使用し、作業場を2階に設ける場合には、労働基準法の関係から、労働基準局の確認が必要となります。

エア・コンプレッサーについては、出力合計により住居地域内や準住居地域内では使用できない場合や、定格出力により各地域の条例等に基づき届け出が必要な場合がありますので予め各市区町村に確認してください。

## (e) 電子制御装置整備に必要な情報等を入手できる体制

〔1号様式  
「8 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制」〕

○電子制御装置整備を行う事業場にあつては、自動車の型式に固有の技術上の情報及びエーミング作業に必要な機器を入手できる体制を有することが、必要です。

➤ 自動車の型式に固有の技術上の情報(電子制御装置整備に必要な情報)を入手できる体制の例

[ 例 ]

- ・自動車製作者等が作成している整備要領書等を有している。
- ・(一社)日本自動車整備振興会連合会が運営する FAINES やインターネットを通じて自動車製作者等が提供する技術的な情報を常時入手できる環境を有している。
- ・自動運行装置の点検・整備を行う事業場の場合にあつては、自動車製作者等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境があることを証する書面を有していること。

➤ エーミング作業に必要な機器を入手できる体制の例

[ 例 ]

- ・ターゲット等の専用器具を自社で保有している。
- ・ターゲット等の専用器具を他の整備事業者からの借用、共同保有する。

## (f) 作業機械等

(1号様式「9 作業機械等」)

対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類に応じて必要な作業機械等が異なります。

☆ 必要な作業機械等については、41ページの「対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧」を参考にして下さい。

☆ 整備用スキャンツールについて性能及び機能については、技術的な要件があります。この要件に適合した整備用スキャンツールの情報が、以下のホームページに掲載されていますので参考にして頂き、ご用意ください。

国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html))

☆ 各機器の概要については、参考資料をご覧ください。

## (g) 事業場平面図

(1号様式「10 事業場平面図」)

平面図には作業場等名、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記入してください。

事業場所在地と異なる所在地に、電子制御装置点検整備作業場等を有している場合、または、共同使用している場合には、それぞれについても記載してください。

## (2) 整備主任者選任届 (第4号様式)

[道路運送車両法第80条／道路運送車両法施行規則57条]

事業場ごとに整備主任者を一人以上選任する必要があります。整備主任者は、特定整備に関わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない義務を遂行し、特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために選任されます。

整備主任者は、特定整備後の出来栄の確認業務、特定整備の作業管理に関する業務、保安基準適合性の確認業務、特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務があります。

### (整備主任者の資格要件)

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①一級の自動車整備士(一級二輪自動車整備士を除く)の技能検定に合格した者。
- ②一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習を修了した者。  
※ただし、原動機を対象とする場合にあっては、二級自動車シャシ整備士を除きます。

## (3) 自動車整備士技能検定合格証書等の写し

整備主任者の選任時には、整備主任者の資格要件を有することを証する以下のいずれかの書面の写しが必要です。

- ①一級の自動車整備士(一級二輪自動車整備士を除く)の技能検定に合格したことを証する書面の写し。
- ②一級二輪若しくは二級の整備士にあっては、電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習を修了したことを証する書面の写し。

整備主任者以外の方についても、整備士資格を保有している工員の方については、自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面の写しが必要です。

**(4) 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面**

**(コピーも可)**

一酸化炭素及び炭化水素測定器が技術上の基準に適合していることを証する書面として、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面が必要。

この書類は、ガソリン・液化石油ガス(LPG)を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない場合や原動機を扱わない場合は不要です。

.....

**(5) 申請者が個人の場合、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面**

**(6) 申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本**

申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写しまたは印鑑証明書（本通）を提出していただく必要があります。また、申請者が法人の場合、商業登記簿の謄本（本通）が必要になります。

いずれも、発行後3か月以内の書面が必要となります。

.....

**(7) 事業場の建築確認、不動産登記簿の謄本等所在を証する書面  
（住居表示確認書を含む）**

**① 事業場の所在地確認について**

土地又は建物の登記簿謄本もしくは、建築物の確認済証（写し）等事業場所在地を確認できる書面を提出していただく必要があります。

なお、登記簿謄本記載の土地・建物の地番と所在地の住居表示番号が同一でない場合は住居表示確認書を提出してください。

※ 登記簿謄本につきましては法務局にお問い合わせください。

**②所在地の用途地域について**

事業場（自動車整備工場）の所在地の用途地域によっては、使用にあたって制限等がかかる場合がありますので、市区町村等でご確認をお願いします。

詳細はこちら

・近畿地方整備局ホームページ(建築物等の違反防止対策について)

URL : [https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/jutaku/copy\\_of\\_taishintaisaku.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/jutaku/copy_of_taishintaisaku.html)



道路運送車両法以外の法令（例えば、農地法・都市計画法・建築基準法・水質汚濁防止法・騒音規制及び振動規制法）の規制を受ける場合もありますので用途地域と同様に、最寄りの府県又は市区町村等の窓口でご確認をお願いします。

.....

**(8) 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る）**

事業場所在地とは異なる場所に電子制御装置点検整備作業場を有している場合には、添付書面として、土地の使用に係る契約書が必要です。

.....

**(9) 共用設備に係る書面**

他の事業者と電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する場合には、以下の事項を記載した書面が必要です。

(①、②、③については、1号様式に記載項目があります。)

- ① 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
- ② 当該作業場の所在地
- ③ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称  
自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号
- ④ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
- ⑤ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

## (10) その他必要な書類

〔その他必要と判断される場合、提出していただく必要があります〕

(その他必要とする書類の例)

- ・ 工員名簿
- ・ 事業場の写真
- ・ 事業場(整備工場)の住居表示番号についての確認書
- ・ 構内外注<sup>(※)</sup>の取り決めを交わした「電子制御装置整備」の認証を取得していない他の事業者の作業場を、自社の離れた作業場とするなどした場合において、両者の間で契約していることを証する書面の写し。

### (※) 構内外注について

電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者(以下「特定整備事業者」という。)の事業場において、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業(以下「構内外注」という。)については、次に掲げる条件を満たす場合にあっては、当該特定整備事業者が行った作業とみなす。この場合において、構内外注の作業員は、他の事業者の従業員であるが、当該事業者については、自動車特定整備事業の認証の取得の有無は問わない。

- ① 構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること
- ② 特定整備事業者は、「特定整備記録簿の記載要領について」(令和2年2月6日付け国自整第278号)に基づき、特定整備記録簿に構内外注した旨を記載し、その写しを使用者に交付すること

## 〈４〉 申請書等の記入例

### (1) 自動車特定整備事業の認証新規申請書（第１号様式）

第１号様式（認証）

記入例

|           |       |
|-----------|-------|
| 認 証 番 号   | 記入不要  |
| 認 証 年 月 日 | 年 月 日 |

(注)担当官記載欄

### 自動車特定整備事業の認証新規申請書

近畿運輸局長 殿

令和〇 年 〇 月 〇 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。

(注)該当しない項目は記載を省略することができます。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができます。（全ての項目に共通）

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| (ふりがな)     | かぶしがいしゃ きんきうんゆじどうしゃ      |
| 申請者の氏名又は名称 | 株式会社 近畿運輸自動車 代表取締役 近運 太郎 |
| 申請者の住所     | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地         |
| 電話番号       | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇            |
| (ふりがな)     | きんきうんゆじどうしゃ              |
| 事業場の名称     | 近畿運輸自動車                  |
| 事業場の所在地    | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地         |
| 電話番号       | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇            |
| 認定番号       | 近認特第〇〇号                  |

優良自動車整備事業者の認定を受けている場合は、認定番号を記入して下さい。

#### 1-① 自動車特定整備事業の種類

|                  |                       |             |                       |
|------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 自動車特定整備事業<br>の種類 | <input type="radio"/> | 普通自動車特定整備事業 | 該当するものに○を<br>記入して下さい。 |
|                  | <input type="radio"/> | 小型自動車特定整備事業 |                       |
|                  | <input type="radio"/> | 軽自動車特定整備事業  |                       |

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

#### 1-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

| 対象自動車の種類<br>の別 | 対象自動車の整備及び装置の種類 |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   |      |
|----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|-----|------|----|----|----|----|----|-------------------|------|
|                | 全て              | 分解整備                                                         |     |      |    |    |    |    |    | 電子制御装置整備※         |      |
|                |                 | 全て                                                           | 原動機 | 動力伝達 | 走行 | 操縦 | 制動 | 緩衝 | 連結 | 自動運行<br>(運行補助を含む) | 運行補助 |
| 普通自動車(大型)      |                 |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   |      |
| 普通自動車(中型)      |                 |                                                              | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |                   | ○    |
| 普通自動車(小型)      | ○               | 対象自動車ごとに、「分解整備」と「電子制御装置整備」それぞれの対象装置に○を記入して下さい。               |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |
| 普通自動車(乗用)      | ○               |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |
| 大型特殊自動車        |                 | ※「分解整備」のうち、対象装置を限定しない場合には、分解整備の枠内の「全て」に○を記入して下さい。            |     |      |    |    |    |    |    |                   |      |
| 小型四輪自動車        | ○               |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |
| 小型三輪自動車        | ○               | ※「分解整備」と「電子制御装置整備」いずれも対象装置を限定しない場合には、最も左側の枠内の「全て」に○を記入して下さい。 |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |
| 小型二輪自動車        | ○               |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |
| 軽自動車           | ○               |                                                              |     |      |    |    |    |    |    |                   | ○    |

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

|                                                                                   |                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。 | チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

### 1-③ 業務の範囲の限定

|            |  |                          |                   |
|------------|--|--------------------------|-------------------|
| 業務の範囲の限定の別 |  | 軽油を燃料とする原動機を除く           | 該当するものに○を記入して下さい。 |
|            |  | ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く |                   |
|            |  | カタピラ付大型特殊自動車に限る          |                   |
|            |  | その他（                     |                   |

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

### 2 工員の構成

「工員数の合計」と整備士資格毎の内数を記入して下さい。

| 工員の構成 | 合 計<br>(工員数) | 整備士数          |              |     |     |     |     | 整備士<br>以外の<br>工員数 |
|-------|--------------|---------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-------------------|
|       |              | 一 級<br>(二輪除く) | 一 級<br>(二 輪) | 二 級 | 三 級 | 車 体 | 電 気 |                   |
|       | 5 人          | 1 人           | 人            | 2 人 | 1 人 | 1 人 | 人   | 人                 |

### 3 宣誓書

| 道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。      チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/> |       |                              |       |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------|-------|
| 役 員 氏 名                                                                          | 役 職 名 | 役 員 氏 名                      | 役 職 名 |
| 近 運 太 郎                                                                          | 代表取締役 | ※法人企業の場合は、役員氏名及び役職名を記入して下さい。 |       |
| 近 運 二 郎                                                                          | 取締役   |                              |       |
| 近 運 三 郎                                                                          | 取締役   |                              |       |
|                                                                                  |       |                              |       |
|                                                                                  |       |                              |       |

(注) 法人企業の場合は、同法第80条第1項第2号に該当しない者の役職名についても記載すること。

(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

### 4 出身業態

|        |   |          |  |          |  |       |
|--------|---|----------|--|----------|--|-------|
| 出身業態の別 | ○ | 専業       |  | ディーラー    |  | 自家    |
|        |   | 自動車用品販売店 |  | ガソリンスタンド |  | 受検代行業 |
|        |   | その他（     |  |          |  |       |

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

該当するものに○を記入して下さい。

「出身業態の別」については、以下を参考にして下さい。

専業 ⇒ 自動車整備の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

ディーラー ⇒ 自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる事業者

自家 ⇒ 主として自企業及び系列企業が保有する車両の整備を行っている事業者

自動車用品販売店 ⇒ 自動車用品販売の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

ガソリンスタンド ⇒ 石油販売の売上高が総売上高の50%以上である事業者(ディーラーを除く)

受検代行 ⇒ 受検代行の売上高が総売上高の50%以上以上である事業者(ディーラーを除く)

| 5 屋内作業場等      |        |        |                     |       |          |
|---------------|--------|--------|---------------------|-------|----------|
| 作業場の規模        | 間 口    | 奥 行    | 面 積                 | 天井高さ  | 床面状況     |
| 車 両 整 備 作 業 場 | 5.00 m | 9.00 m | 45.0 m <sup>2</sup> | 4.5 m | コンクリート舗装 |
| 部 品 整 備 作 業 場 |        |        | 9.0 m <sup>2</sup>  | 4.5 m | コンクリート舗装 |
| 点 検 作 業 場     | 5.00 m | 9.00 m | 45.0 m <sup>2</sup> | 4.5 m | コンクリート舗装 |
| 車 両 置 場       | 3.50 m | 8.00 m | 28.0 m <sup>2</sup> |       |          |

**「5 屋内作業場」**

「分解整備」の認証を申請する場合には、記載して下さい。

※「車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場」は、屋内部分の寸法を記入して下さい。

※「間口・奥行」は、小数第2位まで記入して下さい。

※面積は、小数第2位を切り捨てて記入して下さい。

| 6-① 電子制御装置点検整備作業場等（6-②、7に該当しない場合） |          |          |                       |          |          |
|-----------------------------------|----------|----------|-----------------------|----------|----------|
| 作業場の規模                            | 間 口      | 奥 行      | 面 積                   | 天井高さ     | 床面状況     |
| 電子制御装置<br>点検整備作業場                 | 5.00 m   | 13.00 m  | 65.0 m <sup>2</sup>   |          | コンクリート舗装 |
|                                   | (5.00) m | (9.00) m | (45.0) m <sup>2</sup> | (4.50) m |          |
| 車両置場                              | 3.50 m   | 8.00 m   | 28.0 m <sup>2</sup>   |          |          |

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（ ）内に記載すること。

(注) ⑤の車両置場を有する場合には、車両置場の欄の記載を省略することができる。

**「6-① 電子制御装置点検整備作業場等(6-②、7に該当しない場合)」**

「電子制御装置整備」の認証を申請する場合であって、事業場の所在地と同じ敷地内に保有している電子制御装置点検整備作業場、車両置場を6-①に記入して下さい。また、7に該当する場合であっても、事業場の所在地と同じ敷地内に電子制御装置点検整備作業場、車両置場を保有している場合には、当該電子制御装置点検整備作業場又は当該車両置場について6-①に記入して下さい。

※屋内部分の寸法は、( )内に記入して下さい。

※「5 屋内作業場等」に車両置場を記入している場合には、車両置場の記入を省略できます。

※「間口・奥行」は、小数第2位まで記入して下さい。

※面積は、小数第2位を切り捨てて記入して下さい。

| 6-② 電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合） |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 作業場の規模                                  | 奥 行 |
| 事業場所在地に有す                               | m   |

「分解整備」と「電子制御装置整備」の両方の認証の場合には、記入不要です。

(注) 電子制御装置整備のみを行う場合は記載すること。

「7 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)」

事業場所在地とは、異なる所在地に電子制御装置点検整備作業場を有している場合や、他の事業者と電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合には、以下の 7 に記入して下さい。

7 電子制御装置点検整備作業場 (離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

|                              |                                |                   |                                                                        |          |          |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 離れた作業場又は<br>共同使用の作業場の別       | <input type="radio"/> 離れた電子制御装 | 該当するものに○を記入して下さい。 |                                                                        |          |          |
|                              | <input type="radio"/> 共同使用の作業場 |                   |                                                                        |          |          |
| 当該作業場の<br>所在地 (※1)           | ○○県○○市○○町○○丁目△△番地              |                   |                                                                        |          |          |
| 自動車による当該作<br>業場までの所要時間       | 30 分                           |                   |                                                                        |          |          |
| 作業場の規模                       | 間口                             | 奥行                | 面積                                                                     | 天井高さ     | 床面状況     |
| 電子制御装置<br>点検整備作業場            | 5.00 m                         | 13.00 m           | 65.0 m <sup>2</sup>                                                    |          | コンクリート舗装 |
|                              | (5.00) m                       | (9.00) m          | (45.0) m <sup>2</sup>                                                  | (4.50) m |          |
| 車両置場 (※2)                    | 3.50 m                         | 8.00 m            | 28.0 m <sup>2</sup>                                                    |          |          |
| 施行規則第3条第8号<br>ハに係る作業場        | 3.00 m                         | 8.00 m            | ※「間口・奥行」は、小数第2位まで記入。<br>※面積は、小数第2位を切り捨てて記入。<br>※屋内部分の寸法は、( )内に記入して下さい。 |          |          |
| 共同使用<br>の作業場<br>の管理者<br>(※3) | 氏名又は<br>名称                     | ○○自動車             |                                                                        |          |          |
|                              | 認証番号                           | 近運整○第○○号          |                                                                        |          |          |
| 管理責任者の氏名<br>(※3)             | ○○ ○○                          |                   |                                                                        |          |          |

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を ( ) 内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「6-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

「施行規則第3条第8号ハに係る作業場」

電子制御装置整備に該当するバンパやガラス交換を、事業場所在地とは異なる作業場で行う場合には記入して下さい。

(例)

構内外注の取り決めを交わしたB社(「電子制御装置整備」の認証を受けていない事業者)の作業場で、電子制御装置整備に該当するバンパやガラスの交換作業を行うために、B社の作業場を離れの作業場とする場合。

⇒ B社の作業場の間口・奥行きを記載してください。

8 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

|                |                                          |
|----------------|------------------------------------------|
| 電子制御装置整備に必要な情報 | 整備要領書、FINESから入手                          |
| エーミング作業に必要な機器  | ○○社製については、ターゲット等専用器具を保有。その他は○○と共同保有している。 |

## 9 作業機械等

各作業機械等の型式や能力、数量を記入して下さい。

|                    | 名 称                            |          | 型式・能力 等                                                                 | 数 量 |
|--------------------|--------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| 作業機械               | プレス                            |          | 1 5 トン                                                                  | 1   |
|                    | エア・コンプレッサ                      |          | 動力2. 2 KW                                                               | 1   |
|                    | チェーン・ブロック                      |          | つり上げ能力 1 トン                                                             | 1   |
|                    | ジャッキ                           |          | 押し上げ能力 3 トン                                                             | 1   |
|                    | バイス                            |          | 口金の巾 1 5 0 mm                                                           | 1   |
|                    | 充電器                            |          | 直流出力1 0 ～ 5 0 A                                                         | 1   |
| 作業計器               | ノギス                            |          | 最大測定値 2 0 0 mm                                                          | 1   |
|                    | トルク・レンチ                        |          | 1 0 0 0 Nm                                                              | 1   |
|                    | 水準器                            |          | 気泡管式水準器                                                                 | 1   |
| 点検計器<br>及び<br>点検装置 | サーキット・テスタ                      |          | DC 1 2 0 0 V、AC 1 2 0 0 V                                               | 1   |
|                    | 比重計又はバッテリー・テスタ                 |          | スポイト式又は型式〇〇、6 V ～ 1 6 V                                                 | 1   |
|                    | コンプレッション<br>・ゲージ               | (ガソリン用)  | 2. 5 MP a ( 2 5 k g / c m <sup>2</sup> )                                | 1   |
|                    |                                | (ディーゼル用) | 7. 0 MP a ( 7 0 k g / c m <sup>2</sup> )                                | 1   |
|                    | ハンディ・バキューム・ポンプ                 |          | 0 ～ 7 6 0 mm H g                                                        | 1   |
|                    | エンジン・タコ・テスタ又は<br>整備用スキャンツール    |          | 0 ～ 7 5 0 0 r p m<br>又は<br>メーカー名〇〇 (セパレート型)、<br>ソフト名：〇〇-02、バージョン：V1. 15 | 1   |
|                    | タイミング・ライト又は<br>整備用スキャンツール      |          | 筒型 1 2 V<br>又は<br>メーカー名〇〇 (セパレート型)、<br>ソフト名：〇〇-02、バージョン：V1. 15          | 1   |
|                    | シクネス・ゲージ                       |          | 0. 0 4 ～ 1. 0 mm 1 1 枚組                                                 | 1   |
|                    | ダイヤル・ゲージ                       |          | 最小目盛0. 0 1 mm、測定範囲0 ～ 1 0 mm                                            | 1   |
|                    | タイヤ・ゲージ                        |          | 0 ～ 6 0 0 0 k P a                                                       | 1   |
|                    | 検車装置                           |          | 2 柱リフト 4 トン                                                             | 1   |
|                    | 一酸化炭素測定器                       |          | 型式〇〇、0 ～ 1 0 V o 1 %                                                    | 1   |
|                    | 炭化水素測定器                        |          | 型式〇〇、0 ～ 1 0 0 0 0 V o 1 p p m                                          | 1   |
|                    | 整備用スキャンツール                     |          | メーカー名〇〇 (セパレート型)、<br>ソフト名：〇〇-02、バージョン：V1. 15                            | 1   |
| 工具                 | ホイール・プーラ                       |          | 万能型                                                                     | 1   |
|                    | ベアリング・レース・プーラ                  |          | 万能型                                                                     | 1   |
|                    | グリース・ガン又は<br>シャシ・ルブリケータ        |          | 2 0 0 c c                                                               | 1   |
|                    | 部品洗浄槽                          |          | 8 0 0 × 5 5 0 × 2 5 0 mm                                                | 1   |
| 備考                 | 普通 (大型)・普通 (中型)・大特を扱わない工場は設置不要 |          |                                                                         |     |

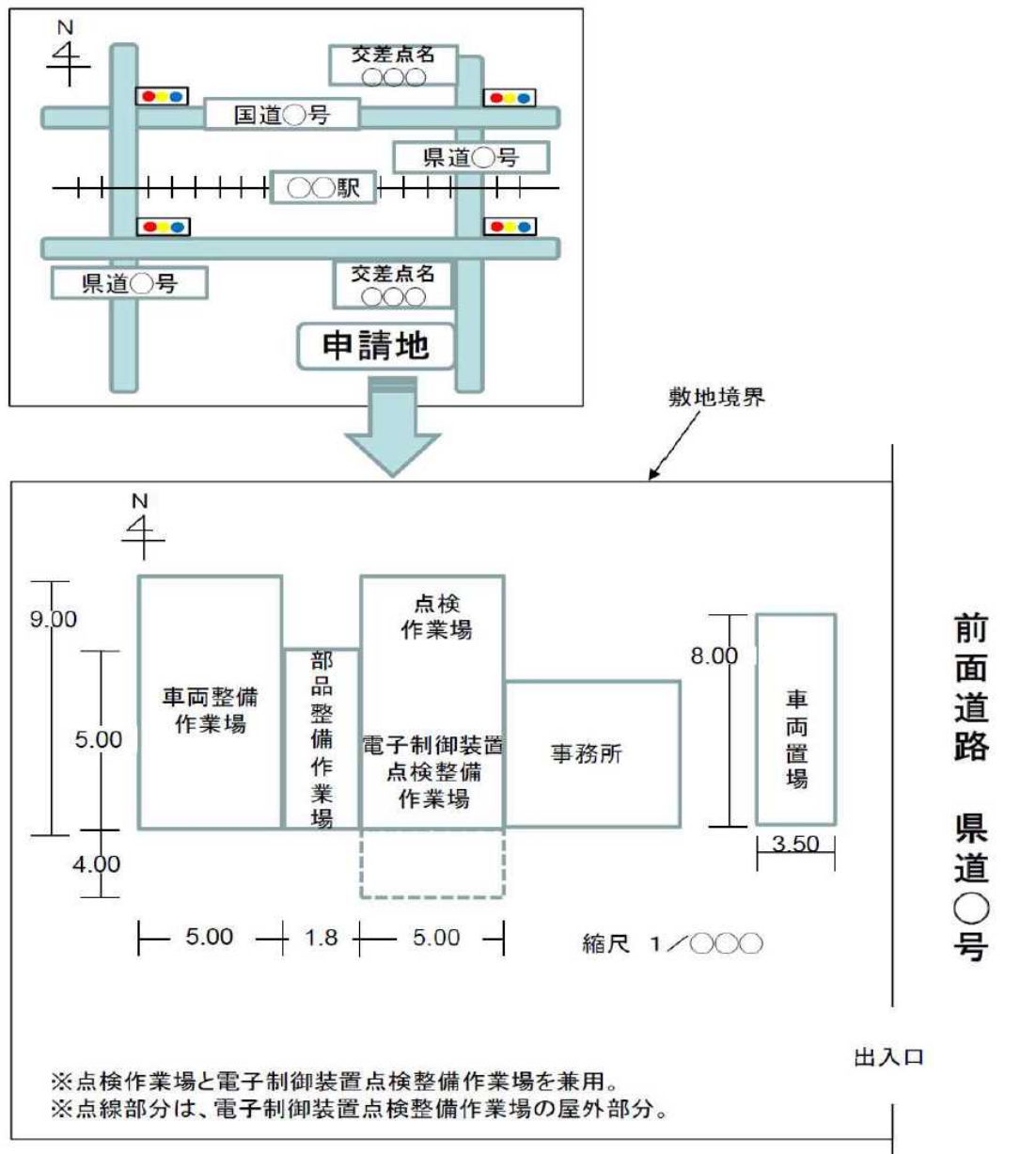
事業場の名称

近畿運輸自動車

記載例1

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)

事業場所在地に作業場を有している場合の記載例



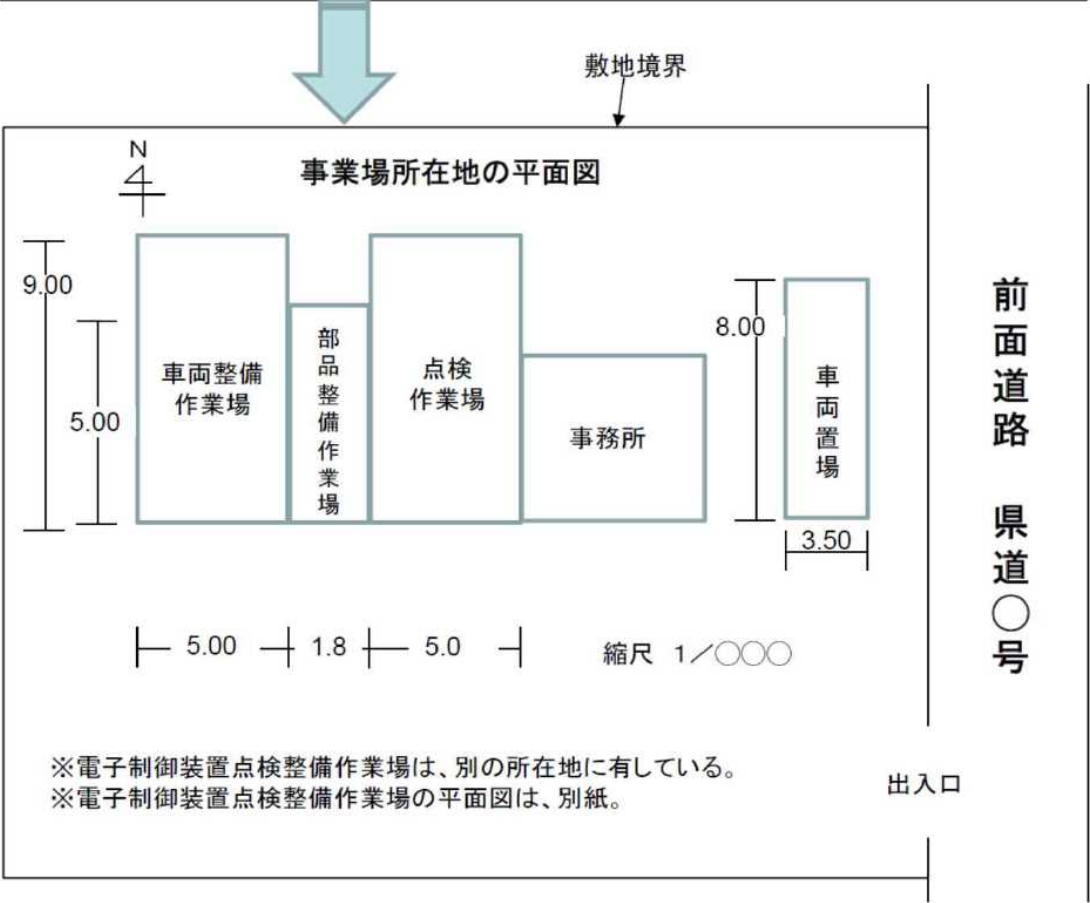
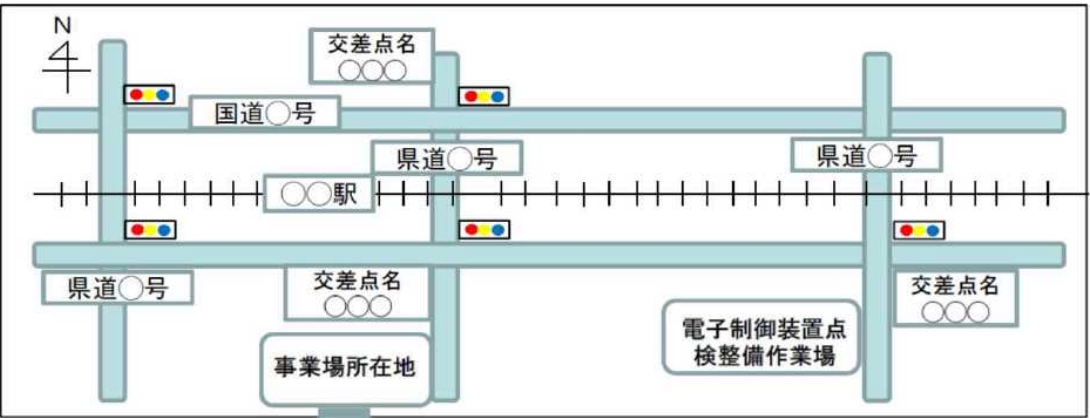
事業場の名称

近畿運輸自動車

記載例2  
(事業場所在地)

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)

事業場所在地以外に作業場を有している場合の記載例





## (2) 整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）

|                                                                                               |                          |             |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------|-----------------------|
| 第4号様式（認証）                                                                                     |                          | 記入例         |                       |
| ※新規認証の場合には、「選任」に○を記入して下さい。                                                                    |                          |             |                       |
| 整備主任者（選任・変更）の届出書                                                                              |                          |             |                       |
| 近畿運輸局長 殿                                                                                      |                          | 令和○年○月○日    |                       |
| 道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。                                                              |                          |             |                       |
| (注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。                                                      |                          |             |                       |
| (注) 該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）                                                          |                          |             |                       |
| (注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）                                               |                          |             |                       |
| (ふりがな)                                                                                        | かぶしがいいしゃ きんきうんゆじどうしゃ     |             |                       |
| 届出者の氏名又は名称                                                                                    | 株式会社 近畿運輸自動車 代表取締役 近運 太郎 |             |                       |
| 届出者の住所                                                                                        | ○○県○○市○○町○丁目○○番地         |             |                       |
| 電話番号                                                                                          | ○○○-○○○-○○○              |             |                       |
| (ふりがな)                                                                                        | きんきうんゆじどうしゃ              |             |                       |
| 事業場の名称                                                                                        | 近畿運輸自動車                  |             |                       |
| 事業場の所在地                                                                                       | ○○県○○市○○町○丁目○○番地         |             |                       |
| 電話番号                                                                                          | ○○○-○○○-○○○              |             |                       |
| 認証番号                                                                                          | 近運整認○第○○号                |             |                       |
| 1 新たに選任した整備主任者                                                                                |                          |             |                       |
| 氏名                                                                                            | 生年月日                     | 統括管理業務開始日   | 整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号 |
| ○○ ○○                                                                                         | 昭和 ○年 ○月 ○日              | 令和 ○年 ○月 ○日 | 近畿一こ第○○号              |
| △△ △△                                                                                         | 昭和 ○年 ○月 ○日              | 令和 ○年 ○月 ○日 | 第○○○○○○○○○○号          |
| 新たに選任した整備主任者の氏名、生年月日、統括管理業務開始日、整備士合格番号等を記入して下さい。                                              |                          |             |                       |
| ※「整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号」の欄には、1級整備士（二輪除く）の方は整備士合格証書番号、1級二輪整備士若しくは2級整備士の方は、講習修了証の受講番号を記入してください。 |                          |             |                       |
| ※整備主任者の資格要件を証する書面（整備士の合格証書や講習修了証など）の添付書面が必要です。                                                |                          |             |                       |
| (注) 整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。                                                 |                          |             |                       |
| (注) 一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。                                                      |                          |             |                       |
| 2 辞任等した整備主任者                                                                                  |                          |             |                       |
| 氏名                                                                                            | 辞任等年月日                   | 氏名          | 辞任等年月日                |
|                                                                                               | 年 月 日                    |             | 年 月 日                 |
|                                                                                               |                          |             | 年 月 日                 |
| 3 既に選任されている整備主任者                                                                              |                          |             |                       |
| 氏名                                                                                            | 生年月日                     | 氏名          | 生年月日                  |
|                                                                                               | 年 月 日                    |             | 年 月 日                 |
|                                                                                               | 年 月 日                    |             | 年 月 日                 |
| 備考                                                                                            |                          |             |                       |

### (3) 住居表示確認書

<記入例>

↓ 申請日を記入すること ↓

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

↓ 事業者の住所を記入 ↓

事業者の住所

寝屋川市高宮栄町 12-1

事業者氏名又は名称

〇〇モータース

### 住 居 表 示 確 認 書

今般、自動車特定整備事業者認証申請にあたり、下記の土地・建物の地番と、  
住居表示番号について、同一であることを確認致します。

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

土地の地番

寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 登記簿謄本のとおり記入 ↓

建物の地番

寝屋川市高宮栄町 1234 番の 5

↓ 事業場の住所(郵便物の届く住所)を記入 ↓

住居表示番号

寝屋川市高宮栄町 12-1

#### (4) チェックシート

##### 新規認証申請書類一覧表（必要書類のチェックにご利用ください）

|   | 書類の名称等                                                             | 内容説明                                                                                                                                                       |  |
|---|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ① | 自動車特定整備事業の認証新規申請書<br>(第1号様式)                                       | 認証を受けるための申請書です。                                                                                                                                            |  |
| ② | 整備主任者選任の届出書<br>(第4号様式)                                             | 選任する整備主任者について記載いただく用紙です。                                                                                                                                   |  |
| ③ | 以下の書面の写し<br>・自動車整備士合格証書<br>・整備士手帳<br>・電子制御装置整備の整備主任者等資格<br>取得講習修了証 | 申請事業場で工員として働く方で整備士の有資格者<br>全員の証明が必要です。                                                                                                                     |  |
| ④ | CO・HC測定器の検査合格証等<br>(申請事業場に測定器が必要な場合に限る)                            | テストの検査合格証または基準適合性試験成績<br>表若しくは校正結果成績表の写しを添付していただき<br>ます。                                                                                                   |  |
| ⑤ | 個人の場合:住民票等または印鑑証明                                                  | 近畿運輸局の審査(書類提出日)より発行日が3ヶ月<br>以内のもので、印鑑証明及び商業登記簿謄本はコピ<br>ー不可。                                                                                                |  |
|   | 法人の場合:法人の商業登記簿謄本                                                   |                                                                                                                                                            |  |
| ⑥ | 不動産登記簿謄本                                                           | 申請工場の所在を確認するために、土地または建物<br>の不動産登記簿謄本(現在事項証明書)を提出して<br>いただきます。近畿運輸局の審査(書類提出日)より<br>発行日が3ヶ月以内のもので、コピーは不可。<br><u>ただし、建築確認書などで所在が確認できる場合は、<br/>添付の必要はありません</u> |  |
| ⑦ | 工員名簿                                                               | 工員として働く方全員の氏名、生年月日などを記載し<br>た名簿を添付していただきます。                                                                                                                |  |
| ⑧ | 申請工場の住居表示番号についての確認<br>書                                            | <u>土地・建物の地名地番と住居表示番号が異なる場<br/>合、確認書の添付を求めています。</u>                                                                                                         |  |
| ⑨ | 共用設備に係る書面                                                          | 電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合<br>において、必要な書面です。                                                                                                                    |  |
| ⑩ | 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を<br>行う事業場に係る書面                                   | 構内外注の取り決めに交わした「電子制御装置整備」<br>の認証を取得していない他の事業者の作業場を、自<br>社の離れた作業場とするなどした場合において、両<br>者の間で契約していることを証する書面が必要となり<br>ます。                                          |  |
| ⑪ | 申請事業場の写真<br>(書類審査合格後、現地調査します。)                                     | 各作業場・車両置場は、白線(テープ等)で囲ってい<br>ただき、工具を作業場に並べておいて下さい。                                                                                                          |  |

## 〈5〉 掲示するもの

### (1) 認証書

- 認証書は、認証取得後にお渡しします。
- 認証書は、事業場事務所内に掲示してください。

#### 認証書の例

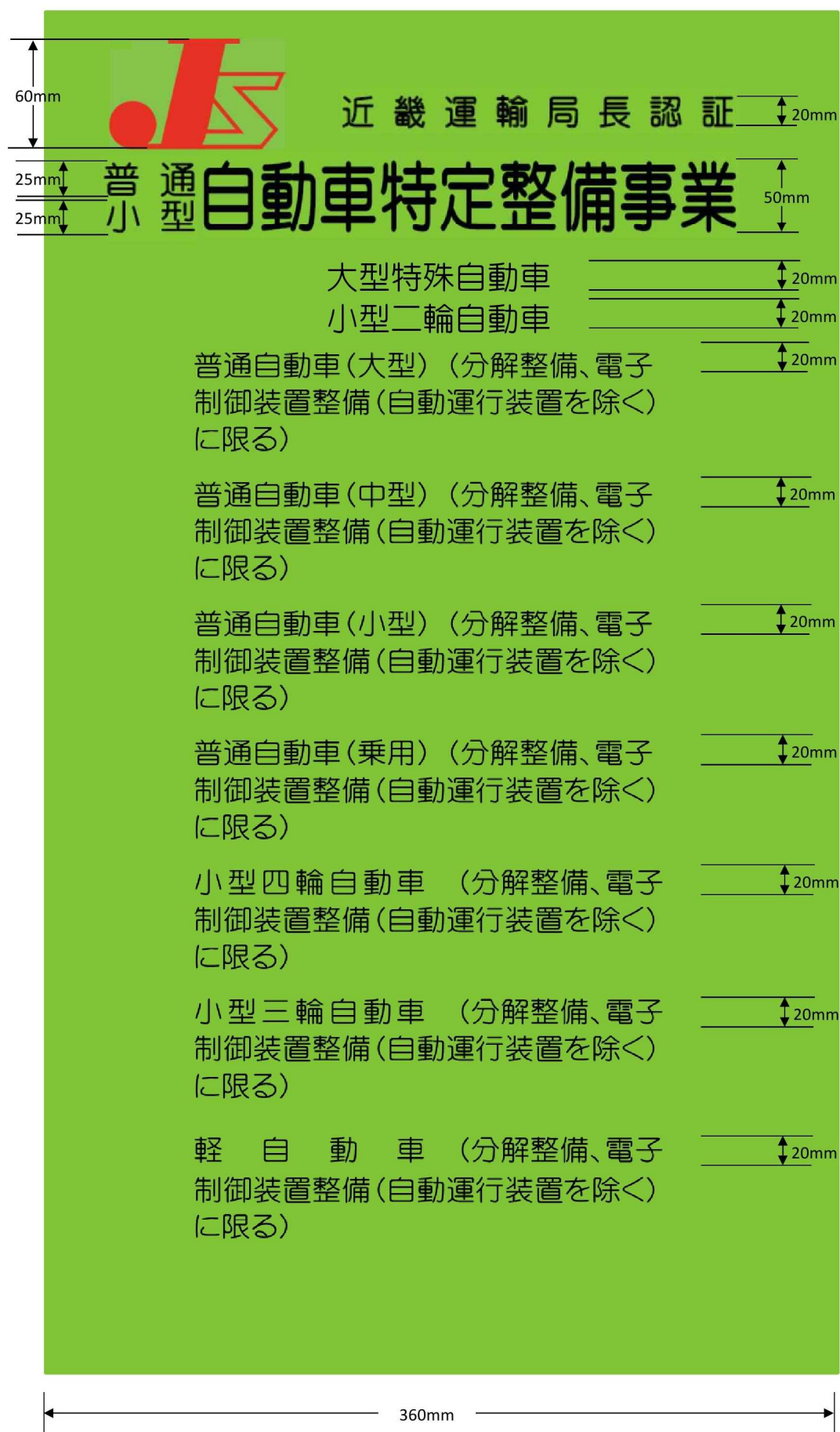
| 認 証 書                                                                                                                        |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 事業者名                                                                                                                         |  |
| 道路運送車両法第80条の規定により次のとおり自動車特定整備事業を認証する                                                                                         |  |
| 記                                                                                                                            |  |
| 1. 事業場の名称                                                                                                                    |  |
| 2. 事業場の所在地                                                                                                                   |  |
| 3. 自動車特定整備事業の種類                                                                                                              |  |
| 普通自動車特定整備事業 小型自動車特定整備事業                                                                                                      |  |
| 4. 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類等                                                                                                    |  |
| [ 大型特殊自動車      小型二輪自動車 ] (分解整備に限る)                                                                                           |  |
| [ 普通自動車 (大型)      小型四輪自動車<br>普通自動車 (中型)      小型三輪自動車<br>普通自動車 (小型)      軽自動車<br>普通自動車 (乗用) ] (分解整備、電子制御装置整備 (自動運行装置を除く) に限る) |  |
| 5. 認証年月日    令和      年      月      日                                                                                          |  |
| 6. 認証番号      近運整認    第      A号                                                                                               |  |
| 令和      年      月      日                                                                                                      |  |
| 近畿運輸局長    ○○    ○○ 印                                                                                                         |  |

## (2) 自動車特定整備事業者の標識

### 【道路運送車両法第 89 条、道路運送車両法施行規則第 62 条】

- ・認証工場であることを外部の方に広くわかってもらうものですので、外部の方から見易い場所に掲示してください。
- ・標識を掲示せずに特定整備を続けていると、行政処分の対象となりますので、ご注意ください。
- ・標識には、(図)のとおり様式や大きさが定められています。
- ・標識は、金属製又は合成樹脂製のものとしてください。
- ・標識の塗色については、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子整制御装置整備を行う事業場のものにあつては、若草色地に黒文字、それ以外のものにあつては橙黄色地に黒文字とし、標章は、赤色とってください。

(図) 認証標識の例



.....

## 〈6〉 自動車特定整備事業者の遵守事項等について

[道路運送車両法第 90 条／第 91 条の 3]

[道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2]

自動車特定整備事業者の義務として、「自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない」と規定されています。

特定整備に該当する制動装置・動力伝達装置・かじ取り装置・運行補助装置等9つの装置が保安基準に適合していれば特定整備が完了したことになり、保安基準に適合していない場合は、特定整備が完了していませんので、再整備が必要です。

### （自動車特定整備事業者の遵守事項）

①定期点検又は整備の作業を行う場合は、当該作業にかかる料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合

ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

②定期点検又は整備の作業を行う場合は、依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積書を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

③依頼者に対し、行っていない点検もしくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検もしくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

④道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

⑤電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、道路運送車両法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

⑥電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

⑦エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーが充てんされているフロン類を大気中に放出しないこと。

⑧検査整備用電子情報処理組織を使用する(OBD 検査及び OBD 確認を実施する)事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

- ⑨検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。
- ⑩事業場ごとに整備主任者を選任し、整備主任者に当該研修を受けさせること。  
(認証取得後は、整備主任者の研修(法令研修と技術研修)を毎年受講しなければいけません。)
- ⑪事業場以外の場所において特定整備を行う場合(訪問特定整備等)にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。
- ⑫他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

## 〈7〉 参考

### (1) 二級自動車整備士になるには

自動車整備士になるためには、一定の受験資格を満たしたうえで、国土交通大臣の行う自動車整備士技能検定『学科試験及び実技試験』を受け、合格しなければなりません。また、養成施設に入校し、修了すれば実技試験を免除することも可能です。

#### ➤ 二級自動車整備士

- ・ 二級ガソリン自動車整備士    ・ 二級ディーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士    ・ 二級二輪自動車整備士

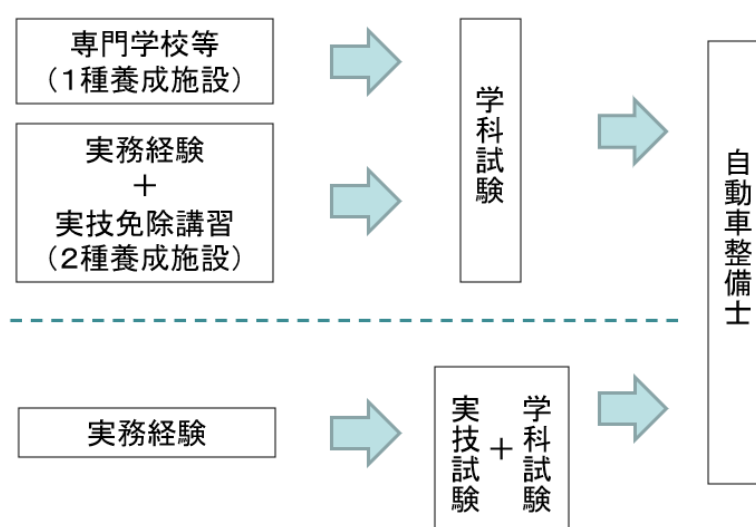
#### 受験資格

- ・ 二級自動車シャシ整備士以外の場合、三級の各整備士に合格後、3年以上の実務経験が必要です。
- ・ 二級自動車シャシ整備士の場合、三級自動車整備士・自動車タイヤ整備士・自動車車体整備士合格後、2年以上の実務経験が必要です。

※ 自動車整備士資格をお持ちでない場合、三級整備士資格を取得した後、実務経験を積む必要があります。もしくは、専門学校等（一種養成施設）に入校・修了し実技試験の免除と受験資格を得た上で、同種の検定学科試験に合格する必要があります。

※ 受験資格、受験方法等の詳細は、運輸支局又は養成施設等の担当者にお尋ね下さい。

#### 【自動車整備士になるまでの流れ】



## (2) 自動車特定整備事業に関する手続き一覧表

| 申請等の原因<br>必要な書類等               |                                         | 変更申請     |                  |                                                                               |                                      | 変 更                                       |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       | 廃止                    | 整備主任者            |                            |         |                                 |
|--------------------------------|-----------------------------------------|----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|---------|---------------------------------|
|                                |                                         | 1        | 2                | 3                                                                             | 4                                    | 5                                         | 6                          | 7                               | 8                          | 9                               | 10                                                       | 11                    | 12                    | 13                    | 14                    | 15                    | 16               | 17                         | 18      | 19                              |
|                                |                                         | 新規<br>認証 | 認証<br>の種類<br>の変更 | 置<br>対<br>象<br>の<br>自動<br>車<br>の<br>種<br>類<br>、<br>整<br>備<br>及<br>び<br>装<br>装 | 業<br>務<br>の<br>範<br>囲<br>の<br>変<br>更 | 事<br>業<br>者<br>の<br>氏<br>名<br>・<br>名<br>称 | 事<br>業<br>者<br>の<br>住<br>所 | 事<br>業<br>場<br>の<br>所<br>在<br>地 | 事<br>業<br>場<br>の<br>名<br>称 | 法<br>人<br>役<br>員<br>の<br>氏<br>名 | 作<br>業<br>場<br>の<br>間<br>口<br>・<br>奥<br>行<br>・<br>面<br>積 | 事<br>業<br>の<br>相<br>続 | 事<br>業<br>を<br>合<br>併 | 事<br>業<br>の<br>分<br>割 | 事<br>業<br>の<br>譲<br>渡 | 事<br>業<br>の<br>廃<br>止 | 新<br>規<br>選<br>任 | 氏<br>名<br>等<br>の<br>変<br>更 | 解<br>任  | 認<br>証<br>書<br>の<br>再<br>交<br>付 |
| 申請者(届出者)                       |                                         | 事業<br>者  | 事業<br>者          | 事業<br>者                                                                       | 事業<br>者                              | 事業<br>者                                   | 事業<br>者                    | 事業<br>者                         | 事業<br>者                    | 事業<br>者                         | 事業<br>者                                                  | 相<br>続<br>人           | 新<br>法<br>人           | 新<br>法<br>人           | 譲<br>受<br>人           | 事業<br>者               | 事業<br>者          | 事業<br>者                    | 事業<br>者 | 事業<br>者                         |
| 提出期間                           |                                         |          |                  |                                                                               |                                      | 30                                        | 30                         | 30                              | 15                         | 30                              | 30                                                       | 30                    | 30                    | 30                    | 30                    | 30                    | 15               | 15                         | 15      |                                 |
| 申請<br>書<br>等<br>の<br>種<br>類    | 自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式)                | ○        |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式)             |          | ○                | ○                                                                             | ○                                    | ○                                         | ○                          | ○                               | ○                          | ※4                              | ○                                                        | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式)                  |          |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       | ○                     |                  |                            |         |                                 |
|                                | 整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式)                 | ○        | ※1               | ※1                                                                            | ※1                                   |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       | ○                | ○                          | ○       |                                 |
|                                | 役員の変更届出書(第5号様式)                         |          |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            | ○                               |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 認証書再交付申請書(第11号様式)                       |          |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         | ○                               |
| 添<br>付<br>書<br>面               | 自動車整備士合格証書等の写し                          | ○        | ※1               | ※1                                                                            | ※1                                   |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       | ○                |                            |         |                                 |
|                                | 一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面  | ※2       | ※3               | ※3                                                                            | ※3                                   |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写し等申請者を特定できる書面 | ○        |                  |                                                                               |                                      | ○                                         | ○                          |                                 |                            |                                 |                                                          | ○                     |                       |                       | ○                     |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 申請者が法人の場合商業登記簿謄本                        | ○        |                  |                                                                               |                                      | ○                                         | ○                          |                                 |                            | ○                               |                                                          | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 事業場の建築確認、事業場の不動産登記簿謄本等所在を証する書面          | ○        |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            | ○                               |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 届出者が義務者であることが判る書面                       |          |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          | ○                     | ○                     | ○                     |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 譲渡の事実を証する書面                             |          |                  |                                                                               |                                      |                                           |                            |                                 |                            |                                 |                                                          |                       |                       |                       | ○                     |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る)            | ※5       | ※5               | ※5                                                                            | ※5                                   |                                           |                            | ○                               | ※5                         |                                 | ○                                                        | ※5                    |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | 共用設備に係る書面                               | ※5       | ※5               | ※5                                                                            | ※5                                   |                                           |                            | ○                               | ※5                         |                                 | ○                                                        | ※5                    |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
|                                | その他必要と認められる書面※7                         | ○        | ○                | ○                                                                             | ○                                    | ○                                         | ○                          | ○                               | ○                          | ○                               | ○                                                        | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     | ○                | ○                          | ○       | ○                               |
| 車両法第80条第1項第2号の宣誓書(第1号、2号、5号様式) |                                         | ○        | ○                | ○                                                                             | ○                                    |                                           |                            |                                 |                            | ○                               |                                                          | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     |                       |                  |                            |         |                                 |
| 事業場平面図の記載(第1号、2号様式) ※6         |                                         | ○        | ○                | ○                                                                             | ○                                    |                                           |                            | ○                               |                            |                                 | ○                                                        |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
| 事業場機器一覧表の記載(第2号様式)             |                                         |          | ○                | ○                                                                             | ○                                    |                                           |                            | ○                               |                            |                                 | ○                                                        |                       |                       |                       |                       |                       |                  |                            |         |                                 |
| 認証書の返付                         |                                         |          | ○                | ○                                                                             | ○                                    | ○                                         |                            | ○                               | ○                          |                                 |                                                          | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     | ○                     |                  |                            |         | ○                               |

※1 「原動機」の追加(二級シャシ整備士を整備主任者として選任している場合)、整備の種類の変更を伴う場合に限る  
 ※3 新規認証時と変更がなければ不要。  
 ※5 該当する場合に限る  
 ※7 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面を含む。

※2 一酸化炭素及び炭化水素測定器が必要な事業場に限る。  
 ※4 役員のみの変更であれば、5号様式を使用。  
 ※6 寸法の単位はメートルとし、小数第3位を切り捨てる。  
 面積は、小数第2位を切り捨てる。

(3) 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具一覧  
対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類毎に必要な工具

| 機械・計器・工具          | 装 置 の 種 類 |      |    |    |    |    |          |            | 機械・計器・工具 | 装 置 の 種 類                   |     |      |    |    |    |          |    |            |      |
|-------------------|-----------|------|----|----|----|----|----------|------------|----------|-----------------------------|-----|------|----|----|----|----------|----|------------|------|
|                   | 分解整備      |      |    |    |    |    | 電子制御装置整備 |            |          | 分解整備                        |     |      |    |    |    | 電子制御装置整備 |    |            |      |
|                   | 原動機       | 動力伝達 | 走行 | 操縦 | 制動 | 緩衝 | 連結       | 含む（自動運行補助） |          | 運行補助                        | 原動機 | 動力伝達 | 走行 | 操縦 | 制動 | 緩衝       | 連結 | 含む（自動運行補助） | 運行補助 |
| プレス※              | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | エンジン・タコ・テスト又は整備用スキャンツール     | ○   | ○    |    | ○  |    |          |    |            |      |
| エア・コンプレッサ         | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | ×□<br>タイミング・ライト又は整備用スキャンツール | ○   |      |    |    |    |          |    |            |      |
| チェーン・ブロック※        | ○         |      |    |    |    |    | ○        |            |          | シックネス・ゲージ                   | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  |          | ○  |            |      |
| ジャッキ※             | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |          |            |          | ダイヤル・ゲージ                    | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○        |    |            |      |
| バイス               | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | △<br>タイヤ・ゲージ                |     |      | ○  |    |    |          |    |            |      |
| 充電器               | ○         |      |    |    |    |    |          |            |          | ※<br>検車装置                   | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○        |    |            |      |
| ノギス               | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | ×□<br>一酸化炭素測定器              | ○   |      |    |    |    |          |    |            |      |
| トルク・レンチ           | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | ×□<br>炭化水素測定器               | ○   |      |    |    |    |          |    |            |      |
| 水準器               |           |      |    |    |    |    |          | ○          | ○        | ※△▲<br>整備用スキャンツール           | ○   | ○    |    | ○  | ○  | ○        |    | ○          | ○    |
| サーキット・テスタ         | ○         | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |            |          | ●<br>ホイール・ブーラ               |     |      | ○  |    | ○  |          |    |            |      |
| 比重計又はバッテリー・テスタ    | ○         |      |    |    |    |    |          |            |          | ●<br>ベアリング・レース・ブーラ          |     | ○    | ○  |    | ○  |          |    |            |      |
| □<br>コンプレッション・ゲージ | ○         |      |    |    |    |    |          |            |          | ●<br>グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター   | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○        | ○  |            |      |
| ハンディ・バキューム・ポンプ    | ○         | ○    |    |    | ○  | ○  |          |            |          | 部品洗浄槽                       | ○   | ○    | ○  | ○  | ○  | ○        | ○  |            |      |

- (注) ・※ 二輪自動車に不要。  
・× ガソリン、LPGを燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場にあつては不要。  
・△ カタピラを有する大型特殊自動車に不要。  
・▲ カタピラを有しない大型特殊自動車に不要。  
・□ 内燃機関の点検を行わない事業場にあつては不要  
・● 対象とする自動車が、車両総重量が8トン未満のもの、最大積載量が2トン以下であるもの及び乗車定員が10人以下であるもの（大型特殊自動車を除く）にあつては不要。

#### (4) 各工具について

##### ○ 工具の参考例

プレス  
ゴムブッシュなどを圧入するときなどに用いる工具。  
(二輪の小型自動車に不要)



エア・コンプレッサー  
空気圧縮機



チェーン・ブロック  
(二輪の小型自動車に不要)



|                                       |                                                                                      |  |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>ジャッキ<br/>(二輪の小型自動車に不要)</p>         |    |  |
| <p>バイス<br/>部品等を加工するときに挟む工具。</p>       |    |  |
| <p>充電器<br/>バッテリーを充電する。</p>            |   |  |
| <p>ノギス<br/>部品の大きさを測定する工具。</p>         |  |  |
| <p>トルク・レンチ<br/>ナットを規定トルクで締め付ける工具。</p> |  |  |

|                                                                        |                                                                                      |  |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>水準器</p>                                                             |    |  |
| <p>サーキット・テスタ<br/>電圧値、電流値を測定する。</p>                                     |    |  |
| <p>比重計<br/>鉛バッテリー液の比重を測定する。</p>                                        |   |  |
| <p>コンプレッション・ゲージ<br/>シリンダーの圧縮圧力を測定する圧力測定器具<br/>(内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p> |  |  |
| <p>ハンディバキューム・ポンプ<br/>自動車エンジンの負圧により作動する各装置のチェックを行う。</p>                 |  |  |

|                                                                                                              |                                                                                     |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>エンジン・タコ・テスタ<br/>エンジンの回転数を測定する。</p>                                                                        |   |  |
| <p>タイミング・ライト<br/>エンジンの点火時期を測定する。<br/>(ガソリン・LPG を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場は不要)<br/>(内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p> |   |  |
| <p>シックネス・ゲージ<br/>すきまを測定する。</p>                                                                               |  |  |
| <p>ダイヤル・ゲージ<br/>微小な長さや変位などを精密にはかるために用いる器具。</p>                                                               |  |  |

|                                                                                          |                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>タイヤ・ゲージ<br/>タイヤの空気圧を測定する。<br/>(カタピラを有する大型特殊自動車に不要)</p>                                |    |
| <p>検車装置<br/>(二輪の小型自動車に不要)</p>                                                            |   |
| <p>CO・HC 測定器<br/>(ガソリン・LPG を燃料とする原動機を搭載した自動車の点検を行わない事業場は不要)<br/>(内燃機関の点検を行わない事業場は不要)</p> |  |
| <p>整備用スキャンツール</p>                                                                        |  |

|                                                                         |                                                                                      |  |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>ホイール・プーラ<br/>ホイールハブの抜き取り及びドラムブレーキの取り外しに使用する工具。<br/>(二輪の小型自動車に不要)</p> |    |  |
| <p>ベアリング・レース・プーラ<br/>ベアリングの脱着作業に用いる工具。<br/>(二輪の小型自動車に不要)</p>            |    |  |
| <p>グリースガン又はシャシ・ルブリケーター<br/>各部品にグリースを注入する工具。</p>                         |  |  |
| <p>部品洗浄槽</p>                                                            |   |  |

## (5) OBD 検査及び OBD 確認について

OBD 検査は、車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録する車載式故障診断装置(OBD)とスキャンツールを接続することで、車両に記録された DTC(故障コード)を読み取り合否判定を行う自動車検査の手法です。

自動車特定整備事業場は、事業場 ID の登録を行い、必要な環境を準備することで、OBD 検査と同等の確認ができる OBD 確認を実施することができます。

### ○ OBD 検査ポータルホームページ

(<https://www.obd.naltec.go.jp/>)

## (6) 管内運輸支局等の問い合わせ先、各種情報の掲載先

### ○ 国土交通省ホームページ

([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html))

特定整備制度全般について

- ・基準に適合した整備用スキャンツールの情報
- ・電子制御装置整備の対象となる車両の見分け方
- ・電子制御装置整備の整備主任者になるための講習申請書、テキストなど。

### ○ 近畿運輸局ホームページ

(<http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/shaken/seibika/tenkenseibi.html>)

- ・自動車特定整備事業の申請・届出等の各様式
- ・整備主任者研修のテキスト等
- ・整備士合格証書を紛失した際の整備士合格証明願いの発行 など。

### ○ 各運輸支局、兵庫陸運部のホームページまたは窓口。

- ・認証申請、変更届は事業場の所在地を管轄する運輸支局等に提出してください。
- ・電子制御装置整備の整備主任者になるための講習実施予定
- ・整備主任者研修の実施予定 など。

| 管内運輸支局           | 連絡先          | ホームページアドレス                                                                                                                      |
|------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪運輸支局           | 072-822-4374 | <a href="https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/osaka/">https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/osaka/</a>                                       |
| 京都運輸支局           | 075-681-9764 | <a href="http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kyoto-honchosya/">http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/kyoto-honchosya/</a>                     |
| 神戸運輸監理部<br>兵庫陸運部 | 078-453-1103 | <a href="http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html">http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html</a>                                   |
| 滋賀運輸支局           | 077-585-7252 | <a href="http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/shiga/shigasikyoku_top.htm">http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/shiga/shigasikyoku_top.htm</a> |
| 奈良運輸支局           | 0743-59-2153 | <a href="http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/nara/nara_top/nara_top.htm">http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/nara/nara_top/nara_top.htm</a> |
| 和歌山運輸支局          | 073-422-2153 | <a href="http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/wakayama/">http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/wakayama/</a>                                   |